

## 令和5年第29回住田町議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和5年9月1日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号  
滝観洞観光センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 2 議案第2号  
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例
- 日程第 3 議案第3号  
重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第4号  
住田町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第5号  
住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第6号  
福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第7号  
手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第8号  
高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第9号  
住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号  
住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号  
令和5年度住田町一般会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第14号

令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第15号

令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第16号

令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第17号

令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席委員（11名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	9番	菊池孝君
10番	高橋靖君	11番	菅野浩正君
12番	瀧本正徳君		

### 欠席委員（1名）

8番 林崎幸正君

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 松高正俊君

.....

副町長	小向正悟君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	高萩政之君	企画財政課長	佐々木淳一君

町民生活課長	鈴木 絹子 君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉 英彦 君
建設課長	横澤 広幸 君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	菊田 賢一 君
林政課長	佐々木 暁文 君	教育次長	多田 裕一 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	菅野 享一	総務課係長	澤村 一輝
--------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第1号 滝観洞観光センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 議案第1号 滝観洞観光センターの設置及び管理に関する条例について。

現在、滝観洞観光センター受付棟の新築工事を行っており、完成後の運用を図るため、滝観洞観光センターの設置及び管理に関する条例について説明いたします。

第1条は設置の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、名称を滝観洞観光センター、位置を上有住字土倉298番地81とすることについて定めたものです。

第3条は、指定管理者による管理を行わせることができる旨を定めたものでございます。

第4条は、指定管理者の指定の手続について定めたものです。

第5条は、指定管理者が行う業務について定めたものです。

第6条は、管理の基準について定めたものです。

第7条は、利用料金と利用時間について定めたものでございます。

第8条は、利用料金の収受について定めたものです。

第9条は、指定管理業務の第三者による実施について定めたものです。

第10条は、施設の利用の制限等について定めたものです。

第11条は、この条例に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し、必要な事項は町

長が別に定めることについて定めたものでございます。

附則は条例の規則で定める日から施行する旨を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） おはようございます。

先日、現場を見てまいりまして、暑い中、今、基礎の配筋作業が盛んに行われておりました。本当に御苦労さまでと思いました。

そこでお尋ねいたします。来年の5月の大型連休は4月の28日から始まります。イベント開催には企画から宣伝、開催まで約半年が準備期間として必要と言われておりますが、今回の条例制定から指定管理者決定まで、どのようなスケジュールを考えているのか。お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） スケジュールについてお答えをいたします。

スケジュールにつきましては、この後、一般公募の周知活動を行いまして、公募の選定を行いまして、できれば、10月前、9月の中旬以降に候補者選定の委員会を開きたいと考えております。10月以降の臨時議会等々の場があれば、そこで指定管理の議決を受けたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、大体来年の5月の大型連休までの期間には、大体間に合っていくというふうに捉えてよろしいですね。

そこで、選定委員会の公開についてですが、公開は設置要綱によりますと、会議は公開とするというふうになっておりますが、公開の予定があるのでしょうか。どのような周知の仕方をするのか。お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 指定管理の公開等については、具体的な部分はまだ定めておりませんので、御意見を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今回の条例の制定は、新たな受付棟の建設に関わるという説明でありましたけれども、それでは、これまでの観光センターとの施設及び管理等のつながりといえますか、その関係はどのように考えて、新たな条例の設置に至ったか。その辺のところをお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 滝観洞観光センターのこれまでの管理でございますが、古くから滝観洞の観光施設として運用してきたものでございますが、当初は旧滝観洞観光センターの賃貸借等々で契約をして、毎年の家賃等をお支払いいただきましたが、平成に入りまして、非常に苦しくなってきたこともあって、現在については、土地の賃借料ですとか、実際実費に係る経費の部分を徴収していただいております。

今後の運用につきましては、3月議会で目の前の道路が町道から町道認定を解除した部分もありましたので、全体的な除雪の管理ですとか、草刈りですとか、施設の管理ですとか、そういった部分でこれから運用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） そうしますと、これまでの観光センターは賃貸契約で実施したということで、町が定める設置管理の条例はこれまで特になかったというふうに理解するわけですが、そして今回の条例の趣旨の中で、滝観洞を中心とした周辺一帯の魅力向上及び情報発信という趣旨が命じられておるわけですが、周辺一帯というのは滝観洞の観光施設を指すのか、あるいは滝観洞が設置する集落全体を指してのことを指すのか、そこら辺の考えをお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 情報発信ということでございますが、魅力化の部分でございますけれども、基本的には先ほども話しましたが、町道から解除されましたので、周辺一帯の部分での魅力化というふうな部分の情報発信、その中には、現在、周辺整備の検討会も開いておりますので、そこには地域住民の声も反映させながら行っておりますので、広く捉えれば、住民の意見も参考にしながら、住民を巻き込みながら、滝観洞の魅力化について進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） そうした考えの下に、第5条の指定管理者が行う業務の中に、施設目的に沿った情報発信や地域の活性化に関する事というのも明記になっております。それで、滝観洞の名物は滝観洞の年間を通した冷涼な洞窟の活用、そして合わせて、これまで「滝流しそば」というのが名物ということで、観光者の誘致に大きな発信をしてきたわけがありますが、ここに地域の活性化ということがありますので、五葉、大洞地域がそうした業務と一体となって、地域住民も応援しながら取り組むというのが大変、三陸道、あるいは釜石道の入り口として、住田町の情報発信にも欠かせない地域になると考えますので、指定管理者の選定や業務の内容の選考を合わせて、個々の部分の地域の活性化に関するところの思い入れを入れながら取り組んではとありますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 地域の活性化ということでございますが、これまでも滝観洞でのイベント等につきましては、集落の方が出店を出したりとか、地域一体となった活動をこれまでも取り組んできたところでもありますので、今後につきましても、そういった部分をより充実をさせながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

11番、菅野浩正君。

○11番（菅野浩正君） これは要望ですけれども、やっぱり滝観洞観光センターということで、観光に使う予算は1億円ちょっとですが、やっぱりこれからはトイレをメインにしなければ集客にならないと思いますので、やっぱりトイレに力を入れてほしいということであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 議員御指摘のとおり、非常に道の駅等々でもトイレの充実ということは欠かせないものでございますので、御意見を賜りまして、充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 滝観洞観光センターの設置及び管理に関する条例を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 滝観洞観光センターの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第2 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研） 議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について御説明いたします。

今回の条例廃止は、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが2類感染症から5類感染症に変更されたことによるものでございます。

条例廃止は防疫作業手当を廃止することに伴い、本条例に定める特殊勤務手当がなくなることから、本条例を廃止しようとするものであります。

次に附則でございまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 特殊勤務手当に関する条例の廃止が提案されたわけではありますが、



新型コロナウイルスが分類が5類になったということに関係すると。それで、これまでの防疫作業手当の勤務実績はどうだったのか、お伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 防疫作業手当のほうは支出はございません。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 実績はないということは、当初からの新型コロナウイルス感染症に対する対応を地域の、住田地域診療センターを中心にしながら連携を取って取り組んできた成果だと評価します。合わせて、作業車のほかに特殊車両を設置しているわけではありますが、今後、この特殊車両の活用についてはどのように考えているか、お伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 新型コロナウイルス感染症に係る特殊車両の御質問でございますけども、まだ現在も新型コロナウイルス感染症については5類になったとは言えども、感染が拡大傾向という形になっております。感染者がいた場合には、その車両に乗せて搬送すると、引き続き、そういう形で利用をさせていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 1点だけお伺いいたします。

この防疫作業手当というのは、感染の予防、感染者の患者に対する医療などに従事したときにお支払いするお金、そのほかに家畜の焼却や埋却、家畜の消毒などの作業に従事したときに支給される手当というふうにあります。町内には、ブロイラーであるとか、養豚なども多くあるわけですが、鳥インフルエンザ、あるいは豚熱とかそういう形になって、家畜の焼却、埋却とか、そういうことがなった場合に、この防疫作業手当というのは廃止すると支払えなくなるということになるのでしょうか。別な方法があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研） 本条例に定めております防疫作業手当につきましては、新型コロナウイルス感染症という部分で定めているものでございます。議員御質問の手当につきましては

は、現在はありません。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 他の県の例を見ますと、いろいろ豚であるとか、鳥のほうの埋却とかいろいろやっているわけですが、そうすると、例えば町内で発生した場合というのは、これは町というよりも県のほうの管轄ということになるのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 当町におきましても、畜産振興といたしますか、鳥、豚、牛とそれぞれ数多くあるわけですが、昨年度は鳥のインフルエンザが大流行しまして、近隣の市町村まで来た経緯もございます。そういった部分の対処につきましては、県の指導を仰ぎながら、速やかに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第3号 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

条例の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 研） 議案第3号 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、重要な公の施設について、現在においても有効な施設に改正をしようとするものであります。

それでは、対照表により御説明いたします。対照表を御覧ください。

第2条は、重要な公の施設から住田町デイサービスセンターを削除し、以降を繰り上げるものであります。

次に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第4号 住田町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田 研） 議案第4号 住田町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、住田町議会の個人情報の保護に関する条例の規定による審査会への諮問について、住田町情報公開・個人情報保護条例審査会条例における所掌事務を明らかにするため、所要の整備をしようとするものであります。

それでは、対照表により御説明をいたします。

1 ページを御覧ください。

第3条は、諮問庁に、議会個人情報保護条例の規定により、審査会に諮問した議長を追加し、保有個人情報に議会個人情報保護条例の規定する開示決定等、訂正決定等、または利用停止決定等に係る保有個人情報を追加するものであります。

第4条は、所掌事務に議会個人情報保護条例に規定する開示決定等、または代理人による開示請求、訂正請求、もしくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項を追加し、議会個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する条項を追加するものであります。

2 ページを御覧ください。

第15条は、審査請求等に係る調査審議以外の調査審議に、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項の調査審議のため、必要があると認めるときは、議会に対して資料の提出、意見の開陳、説明、その他の必要な協力を求めることができる規定を追加し、合わせて、同様に議会以外のものに対しても、必要な協力を依頼することができる規定を追加するもので

あります。

次に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 住田町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 住田町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第5号 住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 議案第5号 住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、本条例の関係法律である有線テレビジョン放送法が廃止され、放送法へ統合されたことに伴い、所要の整備をしようとするものであります。

新旧対照表により御説明いたします。

第5条（1）有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）を放送法（昭和25年法律第132号）に変更しようとするものであります。

次に、第29条、「有線テレビジョン放送法第17条において準用する」を削除し、「放送法第3条の4」を「放送法第6条」に変更しようとするものであります。

次に、附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第6号 福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第6号 福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、福祉医療資金貸付基金関連事業である医療費助成の各種事業において、受給者負担の対象年齢が6歳から3歳へ変更になったことに伴い、福祉医療資金貸付基金条例の所要の整備をしようとするものです。

それでは、対照表により説明いたします。

第4条は貸付金の金額について規定しているもので、改正後の第4条では、関係する医療費助成の条例を引用するなどし、自己負担額を控除しない年齢を3歳までとする必要な改正と条文の文言の整理をしたものです。

附則は、条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第7号 手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 議案第7号 手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、住宅用家屋証明申請手数料を定めようとするものであり、改正条文では、別表、1法令に基づく事務に係わる手数料に（2）－2、租税特別措置法施行令関係として、住宅用家屋証明申請手数料を追加し、その手数料の額を1,300円としようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第8号 高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第8号 高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、介護保険法、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものです。

対照表により説明いたします。

第8条第1項は、介護保険法改正に伴う引用条項の改正及び住田町介護予防・日常生活支援総合事業の制定に伴う引用条項の追加をするものです。

同条第2項は、国が示す生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱の改正に伴う文言の改正、その他所要の改正をするものです。

次に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 高齢者生活福祉センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第9号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第9号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、介護保険法の改正及び介護予防・日常生活総合支援事業の実施に伴い、所要の整備をしようとするものです。

対照表により説明いたします。

第2条第2項、第5条第2項及び第4項は介護保険法の改正に伴い、引用条項の改正をするものです。

2ページを御覧ください。

第31項、第1項、第12号及び第15号は、介護予防・日常生活支援総合事業条例の制

定に伴う対象事業の整理をしようとするものです。

次に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

議案第9号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 住田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第10号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第10号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、介護予防・日常生活総合支援事業の実施に伴い、所要の整備をしようとするものです。

対照表により説明いたします。

第1表、介護予防日・常生活サービス事業の項中、第1号通所事業基準緩和型サービス事業を第1号通所介護短期集中型サービス事業に改めるものです。

次に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 住田町介護予防・日常生活支援総合事業条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 1 3 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 1 1、議案第 1 3 号 令和 5 年度住田町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 議案第 1 3 号 令和 5 年度住田町一般会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7, 1 1 2 万 6, 0 0 0 円を追加、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 5 1 億 8, 7 1 8 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第 1 表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。なお、詳細は 9 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 2 歳入を御覧ください。

9 款地方特例交付金 1 6 万 2, 0 0 0 円の増は、個人住民税減収補填特例交付金の増によるものであります。

1 0 款地方交付税 3 億 3, 5 3 0 万 8, 0 0 0 円の増は、普通交付税の増によるものであります。

1 4 款国庫支出金 5 8 4 万 1, 0 0 0 円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 3 0 1 万円の増が主なものであります。

1 5 款県支出金 1 3 4 万円の増は、障害児通所支援負担金 9 3 万 8, 0 0 0 円の増が主なものであります。

1 8 款繰入金 2 億 9, 4 9 1 万 7, 0 0 0 円の減は、住田町減債基金繰入金 1 億 5, 0 7 6 万 1, 0 0 0 円の減が主なものであります。

1 9 款繰越金 3, 7 3 3 万 4, 0 0 0 円の増は、前年度繰越金の増によるものであります。

2 1 款町債 1, 3 9 4 万 2, 0 0 0 円の減は、臨時財政対策債の減によるものであります。続きまして、歳出について御説明いたします。

3 ページをお開き願います。なお、詳細は 1 1 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3 歳出を御覧ください。

1 款議会費 1 3 万 2, 0 0 0 円の減は、職員人件費の減によるものであります。

2 款総務費 9 6 5 万 1, 0 0 0 円の増は、コンビニ収納用システム改修委託料の計上が主なものであります。

3 款民生費 8 4 4 万 6, 0 0 0 円の増は、陸前高田住田線運行費補助金の計上が主なものであります。

4 款衛生費 7 3 8 万 9, 0 0 0 円の増は、在宅医療等の在り方検討支援業務委託料の計上が主なものであります。

6 款農林業費 1 3 4 万円の増は、職員人件費の増によるものであります。

7 款商工費 1 2 万 2, 0 0 0 円の増は、職員人件費の増によるものであります。

8 款土木費 1 8 4 万 2, 0 0 0 円の増は、職員人件費の増によるものであります。

1 0 款教育費 4, 2 5 4 万 6, 0 0 0 円の増は、埋蔵文化財発掘調査委託料の計上が主なものであります。

1 2 款公債費は、財源組替によるものであります。

次に、地方債の補正を第 2 表により御説明いたします。

5 ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。臨時財政対策債を 1, 3 9 4 万 2, 0 0 0 円減額し、1, 3 0 5 万 8, 0 0 0 円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6 番、村上 薫君。

○6 番（村上 薫君） 1 点だけお伺いいたします。1 5 ページの 1 0 款教育費、5 項社会教育費、3 目文化財保護費、1 2 節の委託料 4, 2 4 4 万 8, 0 0 0 円に関わってお尋ねいたします。

埋蔵文化財の発掘調査委託料ということでございます。まず、この調査の内容をお伺いいたします。全体の内容をお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） それでは、調査の内容について御説明申し上げます。

調査でございますけれども、五葉の中塚地区でございます。中塚地区の中塚Ⅲ遺跡という

ところで調査を行います。調査の面積といたしましては、3,570平方メートルを予定しております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 普通であれば、この埋蔵文化財のその調査発掘経費というのは、例えば住宅を建てる方であれば住宅、そういう方もあり得るわけですが、今回、ここの地域のところに工場の計画があるということで、この4,250万円近い多額な費用になるわけですが、これを町が全額を負担してやるということですので、この計画に対する町長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議員の御質問にあったとおりでありまして、工場誘致的な部分の中で、いろいろその規模的な部分等々、経済効果、波及効果なり、作業振興の部分踏まえて、多額、4,000万円を超える金額なりますけども、十分その後の税收等々、経済効果含めて、町に取って有益な形になるということで、町単独で今回、補正予算に計上させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 一般質問の中でも、雇用の場の確保が必要であるとか、若者の流出を防ぐと、そういうふうないろいろ質疑がなされました。私はやっぱり思い切って判断するときには、そうすべきだというふうに思いますので、この町長の判断については、大変よろしいかなと思います。

そこで、少し具体的になりますが、ある程度のスケジュールが決まっているのだと思います。例えば、今、聞いている範囲内でこれよろしいんですが、雇用の予定人数であるとか、事業の規模、あるいはどのあたりからこの事業が開始されるのか、その辺のところ、分かる範囲内で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） スケジュール感ということでございますけども、東京都に本社を置く建設不動産会社が工場建設を予定しているということは町のほうでも把握をしているところでございます。現状でございますけども、様々な行政手続が生じますので、そのあたり、進め方について協議をしている状況でございます。今のところ、まだ会社側の部分として、正式な決定という部分は、今、協議されているところでございますので、現状として詳細のスケジュール等々はこちらの部分でお答えすることはできないところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 第1点目は11ページです。2款総務費の賦課徴収費の委託料として、コンビニ収納用システムの改修委託料が計上になりました。それで、まず収納する税への項目は何を対象にしているものか。合わせて、対象とするコンビニの店舗をどこに想定しているのか。1点目はその点であります。

2点目は13ページの4款衛生費で、保健衛生総務費に在宅医療等の在り方に関する検討会の報酬委託料が計上になっております。この検討会の委員の皆さんがどういった方々を委員としてお願いしているのか。そして、どういうふうなことを検討する項目と考えているのか。以上の点について、お願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（高萩政之君） 私からは、コンビニ収納の対象税目と、それからコンビニの種類、どこのコンビニでという御質問についてお答えいたします。

最初に、対象とする税目等ですが、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の4税に加え、水道料、下水道料、それから町営住宅家賃といった口座振替が可能な各種料金等を対象としたいと考えております。なお、介護保険料と後期高齢者医療保険料につきましては、近隣の市の状況なども調査いたしまして、こちらについては、対象としていない市もございますし、システム改修の費用が比較的高額だということ、それから、納付書での取扱い件数がそれほど多くないということもございますので、この2つの料金に関しては、コンビニ収納の対象からは外して、今、考えております。

それから、対象となる、納付が可能なコンビニですけれども、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートといった大手のコンビニさんに加え、ミニストップ、デイリーヤマザキ、セイコウマート、ポプラといったコンビニさんも対象になりますし、それから、MMKという機器を設置している店舗も対象となります。加えて、今回は予算書のほうにはコンビニと書いておりますけれども、スマホでの決済もオプションとしてつけて可能にする予定としております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 在宅医療等の在り方検討会のメンバーについてという御質問



についてお答えします。

メンバーにつきましては、慶応大学の先生をはじめ、大船渡病院の医院長、住田地域診療センターの副センター長、また看護師さんの皆さん、また町内の関係事業所の皆さんをメンバーにして、在り方検討会を7月19日の第1回、開催しているところでございます。

検討内容につきましては、本町の在宅医療等の在り方、例えばオンライン診療の在り方であるとか、在宅療養支援診療所のサテライトであるとか、様々なものについて検討しておりますし、もう一つは、災害があった場合の地域の事業者さんがどうやって業務を継続するかというようなことについても検討しているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 1点目の賦課徴収に関して、これまで納税率を高めるために口座引き落としを推奨してきたわけですが、今回、このコンビニ収納を導入することによって、そこの関連で、やっぱり確実に計画的に収納するには、引き続き、口座引き落としというのは有効ではないかと考えますが、その点はどのように捉えて対応する考えでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（高萩政之君） 今回、コンビニ収納を導入することにした目的ですけれども、徴収率、収納率の向上というのはこれまで検討する中で、目的としてきたところですが、今回導入しようとする目的は、収納率というよりは近隣の市町村においてコンビニで365日24時間、支払いが可能な状態にあるのに、住田だけがそういった環境にないといった町のイメージのデメリットの部分を払拭しようという目的で、今回、コンビニ収納を導入する考えに至ったところです。

一方で、その口座振替というのは、自分で納めに行かなくても自動で納付ができるということで、大変、収納率の向上には重要な、有効な手段だと考えておりますので、先ほどコンビニ収納を導入しないと申しあげました介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、引き続き、口座振替のほうを納付者の皆様には勧めてまいりたいと考えておりますし、そのほかのものについても、口座振替については引き続き、住民の皆さんに利用をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 次に、2点目の在宅医療等の在り方検討会の中身について、在宅医療を進めるためにオンライン診療等含めてという内容の、先ほどの答弁でありましたけれども、やっぱり在宅医療を進めるに当たっては、訪問看護の部門はスタートとしているわけですが、大きな課題として担当医師の安定的な確保というのが当町にあっては大きな課題であると捉えておりますけれども、この検討会の中で、前向きに医師の確保に向けた提案や県の医療局等々連携した県立病院との関わり等が進展すればいいなと期待するわけですが、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 在宅医療を進める上での医師の確保という御質問でございますけれども、在宅医療をする医師の確保につきましては、在宅療養支援診療所のサテライトの設置というようなものも含めて考えております。そのサテライトを設置した上で、可能であるかどうかはまだ今、検討中ですので、この場でお答えすることはできませんけれども、そういうような新たな取組を進めながら、町で在宅の方々が安心して暮らせるような仕組みづくりを皆さんと今、検討しているという段階でございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第14号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第14号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第14号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,032万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,212万3,000円とするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

5款繰入金419万円の減は、国民健康保険財政調整基金繰入金の減によるものです。

6款繰越金7,451万円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

1款総務費20万9,000円の増は、第三者行為求償業務手数料の計上によるものです。

3款国民健康保険事業費納付金6,871万5,000円の増は、一般被保険者医療給付費分納付金の増によるものです。

5款保健事業費5万2,000円の増は、消耗品費の増によるものです。

8款諸支出金134万4,000円の増は、国庫県支出金等返還金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第14号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程第13 議案第15号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第15号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第15号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、保健事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,432万6,000円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を、4ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。4ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

7款繰入金1,515万円の減は、介護給付費準備基金繰入金の減によるものです。

8款繰越金3,975万円の増は、前年度繰越金の増によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

7款諸支出金2,460万円の増は、償還金の増によるものです。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ84万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ308万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を10ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。10ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。なお、詳細は12ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、2歳入を御覧ください。

2、繰越金84万4,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。詳細は同じく12ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、3歳出を御覧ください。

1款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費84万4,000円の増は、一般会計繰出金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって議案第15号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第16号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、議案第16号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第16号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,151万4,000円にしようとするものです。

補正の内容については、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

4款繰越金43万4,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、

3歳出を御覧ください。

3款諸支出金43万4,000円の増は保険料還付金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって議案第16号 令和5年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第17号

○議長（瀧本正徳君） 日程第15、議案第17号 令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 議案第17号 令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第2条の収益的収入及び支出の収入の予定額の補正は、既定予算額に6万8,000円を増額しようとするものであります。支出の予定額の補正は、既決予定額に22万円を増額しようとするものであります。

第3条の資本的収入及び支出の予定額の補正は、既決予定額に211万1,000円を増額し、補填財源を改めようとするものであります。

補正予算の主な理由を3ページ、補正予算実施計画により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入の増額補正は、1款2項3目長期前受金戻入を6万8,000円増額するものであります。支出の増額補正は、1款1項6目資産減耗費を22万円増額するものであります。資本的支出の補正は、1款1項2目、配水費及び給水費の工事請負費を111万1,000円増額し、同じく3項1目予備費を100万円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 5ページの貸借対照表ですが、これは今回の補正予算に伴うもので解釈してよろしいでしょうか。機械及び装置が当初予算より79万円もプラスになっております。そして、建設仮勘定が90万9,000円プラスになっておりますが、今回の補正と考えるとよろしいでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（横澤広幸君） そのように捉えて結構です。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） そうしますと、一般の企業会計では、建設仮勘定は減価償却は発生しないのが通常ですが、機械及び装置については、年度途中で取得した場合、月割りで償却するというふうなのが一般的だと考えますが、そうしますと、令和5年度で減価償却費が発生すると思われませんが、当初予算と減価償却が変わっていませんが、どういうことなのでしょう。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（横澤広幸君） 今回の補正につきましては、配水の装置の更新の部分でございま



して、現在、使用してございます部分が減価償却が終了しているということで、今回、増額するというような考えでございますので、それに伴った補正でございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 決算の時点では、もし償却が必要であれば、ぜひ償却をして決算していただきたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（横澤広幸君） 佐々木議員おっしゃるとおり、そういったところを含めまして、参考とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって議案第17号 令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） お諮りします。

本日の会議は、これで散会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 24 分